

利用対象者向けQ & A

項目	質問	回答
キャンペーン	キャンペーンの目的は何ですか。	新型コロナウイルス感染症の影響により県民の気持ちや本県経済は、大きく落ち込んでいます。この落ち込みを早期に解消し、ウィズ・コロナ時代に対応した県民生活確立への足がかりとすることを目的としています。
	キャンペーン期間はいつからいつまででしょうか。	令和2年6月5日(金)から7月31日(金)までの宿泊分までとなります。
	当初は先着30万名限定でしたが、上限が無くなったと聞きました。利用人数に関わらず、令和2年7月31日(金)宿泊分まで割引対象となるのでしょうか。	利用人数に関わらず、令和2年7月31日(金)宿泊分まで割引対象となりました。 (対象プラン等については下記をご参照ください)
	予約方法はどうすればよいですか。	予約方法(電話予約・宿のHP予約・OTA予約・旅行会社予約等)は問いません。
対象	割引の対象者は誰でしょうか。	県内の登録宿泊施設に宿泊した群馬県民が対象となります。ただし、宿泊料金が発生しない乳児等は対象外です。
	予約時にキャンペーンを利用したいとお伝えする必要がありますか。	登録施設によっては、本キャンペーンの対象となるプランを限定している場合がありますので、ご予約の際にご確認ください。 なお、チェックイン時に群馬県民であることの身分証明書(運転免許証・保険証・マイナンバーカード等)を提示していただければ適用となります。
	いくら以上のプランが対象となりますか。	1人1泊あたり6,000円(税抜)以上の宿泊プランが対象となります。
	旅行予約サイト経由の予約の場合、クーポン券を利用したり、予約者が保有するポイントを利用したりして宿泊料金が変わる場合がありますが、どうしたらよいですか。	クーポン券については、お客様ご自身が負担される金額ではないため、クーポン券利用後の金額が6,000円以上(税抜)になっているかを確認してください。 ポイントについては、お客様ご自身が負担されているとみなされるため、ポイント利用前の金額が6,000円以上(税抜)になっているかを確認してください。
	施設内で飲食をしたり、お土産を購入して宿泊代金と合わせて1人1泊あたり6,000円(税抜)以上の場合は対象となりますか。	同一施設内の飲食、買い物等であれば対象となります。 (例)1人1泊あたり5,500円(税抜)の登録宿泊施設で2泊し、同一施設内で2,000円(税抜)の買い物をした場合、1泊あたりの料金が6,500円(税抜)となるため合計10,000円分の割引(またはキャッシュバック)となります。
	1施設での連泊を検討していますが、何連泊までという上限はありますか。	1施設につき3連泊までが上限となります。登録宿泊施設に3連泊した後に、1日挟んで再度同施設に3連泊した場合も対象となります。
	日帰り入浴、宴会のみの利用は対象となりますか。	対象にはなりません。宿泊代金の発生が条件となります。
	予約段階で精算済みの場合は対象となりますか。	事前決済の場合でも、1人1泊あたり6,000円(税抜)以上の宿泊プランを利用した場合、登録宿泊施設から5,000円/人のキャッシュバックが受けられます。
	クオカード、商品券付きの宿泊プランは対象となりますか。	換金性のあるものを組み込んだ宿泊プランは、料金に関わらず対象外です。
	子どもと一緒に宿泊したいのですが、子ども1名の宿泊料金が1泊あたり6,000円(税抜)未満です。その場合、子どもの宿泊料金は割引とならないのでしょうか。	宿泊料金が減額となる児童等を含むファミリーやグループでの宿泊料金は、全員の合計金額を宿泊人数で割った1人あたりの料金が6,000円(税抜)以上の場合に対象となります。 ただし、宿泊料金が発生しない乳児等は対象となりません(※入館料等の宿泊にかかる費用が発生する場合は対象となります)。
証明方法	群馬県民であることはどのように証明すればよいでしょうか。	チェックイン時に身分証明書(運転免許証・保険証・マイナンバーカード等)を提示していただき、各登録宿泊施設で確認いたします。
精算	当日登録宿泊施設で割引を受け忘れまして。後日精算が可能でしょうか。	原則として当日の精算時の対応となります。